

一般財団法人 佐渡市スポーツ協会賛助会員規程

平成27年5月30日 規程第12号

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人佐渡市スポーツ協会定款（以下「定款」という。）第11条第3項の規定に基づき、一般財団法人佐渡市スポーツ協会（以下「協会」という）の賛助会員に関することを定める。

(賛助会員)

第2条 協会の目的、事業に賛同する法人、団体並びに個人は、会長の承認を得て賛助会員となることができる。

2 会長は新たに賛助会員となった者について、理事会に報告しなければならない。

(賛助会費)

第3条 賛助会員の会費は、年額会費とし、次のとおりとする。

(1) 法人、団体会員 1口 5,000円

(2) 個人会員 1口 2,000円

2 賛助会費の口数は1口以上とする。

3 納入された会費は、原則として返還しない。

(入会の申込)

第4条 賛助会員になろうとするものは、別記様式の入会申込書を提出しなければならない。

(賛助会員の特典)

第5条 賛助会員は次の特典を受けることができる。

(1) 協会発行の広報誌等の提供

(2) 協会のホームページへの掲載

(3) 協会主催事業への招待

(4) その他会長が必要と認めたこと。

附 則

この規程は、平成27年5月30日から施行する。